

「建築・設備設計監理業務関係基準等講習会」質疑回答

平成22年4月21日（水）、23日（金）開催分

◇建築・設備設計業務委託特記仕様書について

No.	章番号等 (テキストページ)	質問内容	回答
1	II. 1. (2) (P20)	「追加業務の内容及び範囲」中の「※積算業務」にある「単価作成資料」と「見積検討資料」について具体的にどのような資料か教えて欲しい。	「単価作成資料」は、単価種別の内訳（県単価、物価資料、見積り）を示した資料であり、「見積検討資料」は、見積収後に採用する見積を決定するための資料のことです。
2	III (P33)	表中「工事費算出書」欄にある「積算補助システムの電子媒体」の納品は追加業務扱いになるのでしょうか。	「建築・設備設計管理業務委託料算定要領」第1章2.1(2)(ロ)に記載のある積算業務のうちの「積算数量算出書の作成」の一部であるため、追加業務となります。
3	全般	「基本設計・実施設計・積算業務」を一括して委託する業務の場合、それぞれの業務の区切りが分かりにくい状況にあるケースがあります。仕組みの改善案をお聞きしたい。	それぞれの業務の成果品を提出してもらい、監督員の進行管理を徹底するようにします。

◇建築・設備設計管理業務委託料算定要領について

No.	章番号等 (テキストページ)	質問内容	回答
4	第1章3. (2) (P5)	委託料算定時と実際の設計業務の結果とで延面積や工事費に差が生じた場合、契約変更は行わないとなっているが、大幅な面積増になった場合等であっても変更扱いにならないのでしょうか。	設計与条件の変更に伴い、大幅な面積増になった場合、発注者側の責めによるものについては、変更対象となります。
5	第2章1. (P5,6)	新築工事の場合、床面積を用いて業務人時間数を算出することになると、外構工事はどのような扱いになるのでしょうか。追加業務になるのでしょうか。	通常必要となる外構工事の設計は一般業務に含まれております。また、改修工事の算定方法2(図面目録に基づく算定方法)による場合は、別途図面目録に外構図を設定する必要があります。
6	第1章3. (2) (P5)	上記No.5について、市町村等で積算する場合に恣意的な扱いをされる可能性があるので、解説文を加えて欲しい。	市町村へは別途取り扱いについて通知済みです。
7	第2章1. 1、 2. 1 (P5,7)	改正前の設計委託料算出方法では、新築工事、改修・解体工事の別に関わらず、工事費(延面積)に基づく算定と図面枚数に基づく算定とを状況に応じ使い分けている事例も見られたが、今回の改正による算定方法1(床面積に基づく算定方法)による場合と算定方法2(図面目録に基づく算定方法)による場合の使い分けはどうなるのでしょうか。	原則として、新築工事は算定方法1とし、改修・解体工事は算定方法2とします。

No.	章番号等 (テキストページ)	質問内容	回答
8	第2章1.1、 2.1 (P5、7)	市町村などで新築工事、改修・解体工事の別に関わらず、算定方法1と算定方法2のうち委託料が安くなる方の方法により算定しないよう県から通知して欲しい。	市町村へは、説明会を開催し説明済みです。
9	第2章1.3(2) (P6)	追加業務における構造計算適合判定及び計画通知に係る手続き業務の業務人時間数は、それぞれ24(人・時間)と16(人・時間)となっていますが、実態と合わない状況です。	追加業務として算定するのはあくまで申請手続きのみに係る人件費であり、申請書類の作成は通常業務に含まれています。現段階では、この数値が適正であると考えて施行しています。
10	第2章2. (P6~9)	算定方法2(図面目録に基づく算定方法)による場合、建築(総合)と構造、設備の合計で業務人時間数で算定することになっていますが、改修工事で構造設計を行わない場合の扱いはどうなるのでしょうか。	構造に関係しない改修工事の設計であっても、平均的な図面一枚毎の所用工数を算定するために、建築であれば「総合」及び「構造」を合計することが必要です。 図面目録において、構造関係の図面を計上しないことにより、構造に関する業務量が差し引かれる事となります。
11	第2章2.2 (P7) 算定例2 (P29)	算定方法2(図面目録に基づく算定方法)を使用する場合、改修工事では、既存図面と改修後の図面両方を作成する場合では図面枚数が倍になるといったことがあり、算定例にあるような図面枚数とは異なってくるが、考え方を教えて欲しい。	図面目録は工事の内容により発注者が必要だと想定している図面であり、工事毎に設定しますので、ご質問のように既存図面と改修後の図面両方が必要と想定される場合は、その分の図面枚数を設定することになります。